令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組

外務省全体における取組

- ○事務次官から全省員宛メッセージを発信(「ゆう活」,夏期休暇2週間・月1休暇の取得,超過勤務縮減)
 - *7月~9月の夏期休暇(3日間)と合わせ,1週間以上の連続休暇を含めて2週間取得を奨励
 - *家族の行事, 記念日等に合わせた計画的な休暇取得を奨励
- ○業務合理化の推進
 - *外部委託可能な業務の洗い出し、各種資料の簡素化・標準化を励行、不要・不急業務の見直し、ペーパーレス化の促進
- ○多様な働き方の推進
 - *テレワーク・デイズ(7月22日~9月6日)への積極的な参加を通じたテレワークの利用促進
 - *フレックスタイム制度の活用促進
 - * 「ゆう活」及びプレミアムフライデーの実施
- ○外部有識者による「ワークライフバランス推進セミナー」の開催
- ○男性職員の育児参加促進
 - *「男の産休」の周知・取得促進

「ゆう活」実施概要

- ○実施期間:令和元年7月~8月の2か月間
- ○実施概要等:原則として全本省職員が対象。毎週水曜日は可能な限り17:15までの退庁(不可の場合も少なくとも20:00までの退庁)を励行。実施に当たっては、フレックスタイム制度や年次休暇の活用を推奨。